

令和 7 年

第 4 回 臨時

夕張市議会議案

令和 7 年 5 月 1 5 日 開 会

令和 7 年 5 月 1 5 日 閉 会

令和7年 第4回臨時市議会付議案件名

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 議案第 1 号 | 夕張市生活館等設置条例の一部改正について |
| 報告第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 報告第 2 号 | 令和6年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について |

令和7年第4回臨時市議会出席者名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	厚 谷 司 君		
○ 市長の委嘱を受けて出席した者の 職・氏名			
副 市 長	吉 崎 仁 司 君		
総 務 企 画 課 長	板 垣 克 巳 君	○ 本議会の書記の職・氏名	
財 政 課 長	芝 木 誠 二 君	事 務 局 長	堀 靖 樹 君
税 務 課 長	秋 山 俊 輔 君	書 記	志 茂 隆 君
市 民 課 長	外 崎 伸 一 君	書 記	増 井 菜々実 君

令和 7 年

議 事 日 程 表

第 4 回臨時市議会

1. 招集の日時 令和 7 年 5 月 1 5 日(木) 午前 10 時 30 分 開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第 1			会期の決定について	
日程第 2	議 案	第 1 号	夕張市生活館等設置条例の一部改正について	市 長
日程第 3	報 告	第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	市 長
日程第 4	報 告	第 2 号	令和 6 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	市 長

議案第 1 号

夕張市生活館等設置条例の一部改正について

夕張市生活館等設置条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 15 日 提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市生活館等設置条例の一部を改正する条例

夕張市生活館等設置条例（平成18年条例第11号）の一部を次のとおり改正する。
第 2 条の表夕張市清陵町さわやかホールの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

夕張市清陵町さわやかホールについて、当ホールの指定管理者である清陵町さわやかホール管理運営委員会から管理業務返上の申し出があり、令和 7 年 5 月 1 日に指定管理者の指定を取り消したところであるが、今後において、生活館としての活用が見込めないことから、当ホールの生活館としての用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年 3 月 31 日市長において、下記議決事件を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

夕張市税条例の一部を別紙のとおり改正した。

（夕張市税条例の一部を改正する条例 令和 7 年 3 月 31 日）

令和 7 年 3 月 31 日

夕張市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

夕張市長 厚谷 司

夕張市税条例の一部を改正する条例

夕張市税条例（昭和 25 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に、「掲示板」を「掲示場」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 17 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 27 条の 3 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に、「同条第 2 項」を「、同条第 2 項」に改める。

第 29 条の 2 第 1 項中「規則で定める様式」を「、規則で定める様式」に改め、同項ただし書中「、前年中において」を「前年中において」に、「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 29 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 29 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「この限りでない」を「この限りではない」に改め、

同条第2項中「市長の定める様式」を「、市長の定める様式」に改め、同条第4項中「雑損失の金額」を「雑損失の金額の控除」に、「の控除を受けようとする」を「を受けようとする」に、「施行規則第5号の5様式」を「、施行規則第5号の5様式」に改め、同条第8項中「市内に」を「、市内に」に改め、同条第9項中「その当該該当」を「当該該当」に、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第29条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第45条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第67条の3第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第72条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、「個人又は法人番号」を「個人番号又は法人番号」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第67条の3第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第72条の2第2項中「市長に対して」を「、市長に対して」に、「、身体障害者手帳」を「身体障害者手帳」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、

交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に、「運転免許証の種類」を「運転免許の種類」に、「、その条件」を「その条件」に改め、同項第 6 号中「主たる定置場、用途」を「主たる定置場、種別、用途」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「市長に対して」を「、市長に対して」に改め、同項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 115 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 115 条の 10 第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改め、同条第 3 号中「市長において」を「、市長において」に改める。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 74 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 74 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 75 条

の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第74条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第27条の3、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日

（2） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定
令和8年4月1日

（3） 第17条及び第17条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の夕張市税条例（以下「新条例」という。）第17条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第27条の3及び第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人

の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 29 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 29 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 29 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の夕張市税条例（以下「旧条例」という。）第 29 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 新条例第 67 条の 3（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの

軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、夕張市税条例第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

(1) 夕張市税条例第76条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

報告第 2 号

令和 6 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和 6 年度夕張市一般会計繰越明許費について、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

夕張市長 厚谷 司

「別 紙」

令和6年度 夕張市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					収入済 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	起 債	そ の 他	
03 民生費	01 社会福祉費	低所得世帯支援給付金 給付事業	円 57,291,000	円 5,534,000	円	円 5,534,000	円	円	円 0
03 民生費	01 社会福祉費	交通問題対策	円 9,402,000	円 8,199,000	円	円	円	円	円 8,199,000
04 衛生費	01 保健衛生費	出産・子育て応援事業	円 400,000	円 250,000	円	円 166,000	円	円	円 84,000
06 商工費	01 商工費	プレミアム付商品券事業	円 40,000,000	円 40,000,000	円	円 38,377,000	円	円	円 1,623,000
06 商工費	01 商工費	運送・公共交通事業者 経営持続化事業	円 3,350,000	円 1,020,000	円	円 770,000	円	円	円 250,000
08 消防費	01 消防費	消防救急デジタル無線 整備	円 1,710,000	円 1,710,000	円	円	円	円	円 1,710,000
合 計			円 112,153,000	円 56,713,000	円 0	円 44,847,000	円 0	円 0	円 11,866,000

令和7年5月15日提出

夕張市長 厚谷 司